

平成 30 年 天草市農業委員会第 1 回総会議事録

平成 30 年 1 月 25 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1 番  | 鶴田雄士君  | 2 番  | 稲田秀敏君  |
| 3 番  | 山本隆久君  | 4 番  | 中村三千人君 |
| 5 番  | 宮崎義一君  | 6 番  | 黒川紀世子君 |
| 7 番  | 松下二六一君 | 8 番  | 君      |
| 9 番  | 本田実君   | 10 番 | 小堀田幸一君 |
| 11 番 | 嶋田浩二君  | 12 番 | 富崎ますみ君 |
| 13 番 | 中川徹君   |      |        |

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

8 番 井島安一君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（7 名）

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 山並正  | 局長補佐 | 藤本寿  |
| 参事   | 小松通利 | 主任   | 寺澤大介 |
| 主査   | 田中剛史 | 主査   | 柿塚一  |
| 主査   | 大林喜光 |      |      |

4、議事日程

開 会

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について                     |
| 日程第 2 | 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について      |
| 日程第 3 | 議第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について |
| 日程第 5 | 議第 4 号 非農地通知書交付申請について              |
| 日程第 6 | 報告事項について                           |

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山並正君） ただいまから平成 30 年天草市農業委員会第 1 回総会を開催いたします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） こんにちは。皆さんには大変お忙しい中、また、寒い中、お集まりいただきありがとうございます。本年最初の総会でございます。改めまして、明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。私たちの任期もあと 1 年と少しとなってきました。皆さんと協力して、遊休農地の発生防止や解消、農地利用の最適化の推進を図っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。それでは、よろしく申し上げます。

○事務局（山並正君） ありがとうございます。本日は、8 番井島委員から欠席の届けが出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、11 番、鳴田委員、12 番、富崎委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②をご覧ください。1 番について説明します。有明町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、有明町の畑 258 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浦和小学校から北東へ約 1.2km、青色で着色した国道 324 線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 867 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から北へ約 1.5Km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。河浦町の譲受人は宇土市の譲渡人より、河浦町の田 4,674 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦病院から南西へ約 1.6km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。深海町の譲受人は大阪市の譲渡人より、

河浦町の田 21,729 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦病院から南西へ約 1.5km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の 3 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は天草市の法人で、亀場町の田 748.05 m<sup>2</sup>を売買により取得し、宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から北東へ約 300m、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、申請地の地域は住宅用地としての需要がとて高く十分な事業性が見込めるため宅地分譲地 3 区画分及び通路として整備する計画です。資料③の 2 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2 番について説明します。転用者は本渡町の個人で、久玉町の田

1,213㎡を贈与により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深高校から北東へ約500m、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、アパートによる不動産収入を得るため、アパートを2棟、8台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑336㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所二江出張所から西へ約1km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅を1棟、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第3号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第3号について説明します。資料②の4ページからご説明いた

します。利用権の新規設定の計画が13件、再設定の計画が4件、合計17件で、総面積は39,378㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の3ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定17件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第4号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第4号の説明に入る前にご報告があります。先月の第12回総会、議第68号、非農地通知書交付申請について、保留になった4番の案件についてですが、非農地通知書交付申請を取り下げると申し出がありましたので、ご報告します。それでは、議第4号について説明します。資料②の11ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、亀場町2件、有明町1件、五和町1件、天草町1件、筆数は全体で21筆、面積は合計で10,580㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の4ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの。及び(2)のその土地を農地として復元しても継続して利用することが困難なもの。に該当する可能性があると思われま。スクリーンをご覧ください。1番から3番の申請地周辺の地図です。次が航空写真になります。次が現地の写真になります。次が4番から13番の申請地周辺の地図です。次が4番から9番の航空写真になります。次が10番から13番の航空写真になります。次が4番から9番の現地の写真になります。次が10番から13番の現地の写真になります。次が14番から18番の申請地周辺の地図です。次が14番、15番の航空写真になります。次が16番、17番の航空写真になります。次が18番の航空写真になります。次が14番、15番の現地の写真になります。次が16番から18番の現地の写真になります。次が19番の申請地周辺の地図です。次が航空写真になります。次が現地の写真になります。次が20番、21番の申請地周辺の地図です。次が航空写真になります。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） では、15番、20番、21番は原野。他は山林として議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の最後に記載しております。農地利用・形状変更届につきましては、ございませんでした。第4条の許可不要転用届につきましては、ございませんでした。第5条の許可不要転用届につきましては、有明町1件、携帯電話の無線基地局を設置するというものでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成30年天草市農業委員会第1回総会を閉会致します。

午後2時40分

閉会

---

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 富崎ますみ

署名委員 嶋田浩二

